二二二三の二五、二二二三の五七、字吹原四一四〇の一、四一四〇の三、字拂ノ迫五〇五四の一、字桐野々五〇七三の二、字小耳納五一二〇、五一二二、五一二四の一、五一二四の三、字田出尾上五一三〇の二、五一三〇の五、五一三〇の六、五一三一の一、五一三一の三、字蛇渕五二四〇の一、字松ノ上六三三六の一から六三三六の四まで、字日隠ノ上六三三七の一から六三三七の四まで、字水口六三九二の二、六三九四の一、六三九四の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県遠賀郡岡垣町大字原字原野五三四・五三五の四・字一ノ井手五九二・五九三・五九五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　富山県富山市八尾町武道原字北平二一の六、字瀬戸割一二三二の二、八尾町安谷字窪山五の一から五の六まで、字吉野山四の五三（次の図に示す部分に限る。）、四の五〇から四の五二まで、四の五四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年二月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　富山県南砺市利賀村字向山二三の六・二四の七（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年二月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市河之内字割石東山乙一六二四の二九・乙一六二四の四三（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年二月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県周南市大字鹿野中字中山八〇六（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び周南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年二月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市河之内字割石東山乙一六二四の二九・乙一六二四の四三（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年二月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県大洲市肱川町字和川七五九の一・七五九の五・七六〇の七・七六〇の八（以上四筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年二月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉郡東峰村大字小石原字アラコ一八二四の七・一八二五の六・一八二五の七・一八二七の六・一八三一の三・朝倉市江川字東荒鼻五八〇の三（以上六筆国有林）、字栗河内三三の五一から三三の五五まで、三三の五七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○経済産業省告示第十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条第一項の規定に基づき、指定校正機関を次のように指定したので、同法第百五十九条第一項第十八号の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月六日

経済産業大臣　世耕　弘成

特定標準器による校正等の業務の範囲	指定校正機関の名称及び住所	特定標準器による校正等を行う事業所の名称及び所在地
全有機体炭素標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの	一般財団法人化学物質評価研究機構	東京事業所 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野千六百番地
	東京都文京区後楽一丁目四番二十五号	